

# 日和坂

(ひよりざか)



vol.48  
2016.1

## 年始のご挨拶



志田 晃(しだ あきら)

役職：副院長

出身大学：北海道大学(昭和46年卒)

専門診療科目：呼吸器内科・リハビリ科



皆さん、明けましておめでとうございます。  
新しい年とともに雪も降り積もり難儀をされている方も多いと存じます。  
しかし、寒くても日が一日一日長くなり、春の訪れが楽しみになるのもこの季節です。

お正月は食べ過ぎの多い時です。家族のために作ったごちそうが残り、  
あとで自分のお腹で片付けていらっしゃる方もいらっしゃいます。  
食べ過ぎもさることながら栄養不足の心配な方も少なくありません。  
高齢者には、筋肉や骨が弱く、血液検査では貧血気味で、  
蛋白やコレステロールの値が低い方が多いことが最近問題になっています。  
食事が不十分で運動不足であることが原因とされます。  
病気も多く、転んでの骨折も心配です。  
簡単に言えば肉や魚、卵、乳製品、大豆など十分な蛋白質と野菜などをバランスよくとり、  
逆にお菓子や砂糖入り飲料、ご飯や麺などを少なくとることが、太りすぎを防ぎ、  
健康づくりに役立つ食事法と考えられます。

もう一つは運動です。  
元気な方だけでなく、病気をもった方でも、  
動く量が多いほど長生きするということが知られるようになりました。  
COPD(肺気腫など)の様に動くと苦しい病気も、リハビリなどで息切れが改善し、より長生きできます。  
冬は道が滑って、外を歩くことも大変です、マンションの階段を上ったり、健康器具を使う方もいますが、  
冬の間ビデオに合わせて体操するだけで効果が出たという成績もあります。  
家の中で少しずつ動くだけでも全然違います。  
新しい年、健康のため去年よりもう少し頑張ってみませんか。  
去年よりもっと元気に過ごすために。



# すこやかセミナー (医事課係長：山岸 久記)

## 新しくなった介護保険制度

### 負担割合について

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合が負担となります。  
 この利用者の負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割でしたが、平成27年8月からは一定以上の所得がある方にはサービス費の2割が負担となります。

### 2割負担になる人は？

- ・65歳以上で、合計所得金額が160万円以上の人
  - ・単身で年金収入のみの場合年収280万円以上の人
- 合計所得金額が160万円以上でも、実際の収入が280万円に満たない場合や、65歳以上が2人以上いる世帯で収入が低い場合があることを考慮し、世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担。

### 自己負担限度額について

所得金額の違い(所得区分)によって自己負担する金額の限度額が定められています。

これが自己負担限度額です。

### 自己負担額の区分

平成27年8月から、配偶者の所得に関する要件および預貯金等に関する要件が追加となりました。

第1段階	本人	生活保護を受給している人 老齢福祉年金を受給している人で世帯全員が市民税非課税の人 本人の預貯金等の合計額が1千万円以下の人
	配偶者	市民税非課税であり、夫婦の預貯金等の合計額が2千万円以下の人
第2段階	本人	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 本人の預貯金等の合計額が1千万円以下の人
	配偶者	市民税非課税であり、夫婦の預貯金等の合計額が2千万円以下の人
第3段階	本人	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人 本人の預貯金等の合計額が1千万円以下の人
	配偶者	市民税非課税であり、夫婦の預貯金等の合計額が2千万円以下の人
第4段階	本人	課税世帯の人または預貯金の合計額が1千万円を超える人
	配偶者	第1～3段階の人 課税、または夫婦の預貯金等の合計額が2千万円を超える人

## 負担段階・自己負担額の金額および相

上段が負担段階 下段が 自己負担上限額	本人							
	世帯非課税					世帯課税		
	課税年金収入額と合計所得金額の合計					右記以外	本人の課税所得145万円以上	
	80万円以下		80万円超				世帯の1号被保者の収入	
生活保護	預貯金等の合計額				単身		2人以上	
	老福年金	1千万円以下	1千万円超	1千万円以下	1千万円超	383万円未満	520万円未満	
配偶者	配偶者なし	1	2	4	3	4	4	
		15,000円	15,000円	15,000円	24,600円	24,600円	37,200円	44,400円
	生活保護	1	2	4	3	4	4	
		15,000円	15,000円	15,000円	24,600円	24,600円	37,200円	44,400円
	老福年金	1	2	4	3	4	4	
		15,000円	15,000円	15,000円	24,600円	24,600円	37,200円	44,400円
	非課税	1	2	4	3	4	4	
		15,000円	15,000円	15,000円	24,600円	24,600円	37,200円	44,400円
	本人課税	4	4	4	4	4	4	
		15,000円	15,000円	15,000円	24,600円	24,600円	37,200円	44,400円
夫婦預貯金 2千万円超	4	4	4	4	4	4		
	15,000円	15,000円	15,000円	24,600円	24,600円	37,200円	44,400円	



## 申請に必要なもの

- ①負担限度額認定申請書
- ②預貯金等がわかるもの(本人および配偶者名義のもの)

対象となる預貯金	必要な添付書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(直近まで記帳し、最低でも2ヶ月前までの分) ①金融機関・支店名・口座番号・口座名義のわかるページ ②最終の残高がわかるページ
有価証券、投資信託等 金、銀(積立購入を含む) 等の貴金属	証券会社、銀行、信託銀行等の口座残高の写し 購入先の銀行等の口座残高の写し ※購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できるもの
現金	金額を申請書に記入(自己申告)
負債(借入金・住宅ローン等)	借用証書等の写し

※生活保護受給者等の人は預貯金等がわかるものの添付は不要です

※最近、生活保護の開始・廃止があった場合等、介護保険課で状況が確認できない場合は添付書類が必要です

・生活保護受給証明書 ・保護決定通知書 等

※配偶者の住所が他市町村の場合、非課税証明書の添付が必要です

・添付できない場合、住所地の市町村に所得を照会するため判定に時間がかかります(1ヶ月以上)

## Q&A

・いつから？

⇒平成27年8月1日以降にサービスを利用されるときからです！

・1割から2割負担になると月々の負担も2倍？

⇒月々の利用者負担には上限があり上限を超えた分は高額サービス費が支給されるので、全ての人が負担が2倍になるわけではありません。

・負担割合はどうやって知るの？

⇒要介護・要支援認定を受けた人は、毎年

6～7月頃に、市区町村から負担割合証が交付されます。

介護被保険者証と一緒に保管し、介護サービス利用するときは必ず2枚一緒に提出してく

## 食費・居住費の負担額

所得の低い方が介護保険施設または短期入所施設に入所した場合に、

所得に応じて居住費・食事の負担が軽減されます。

	居住費(滞在費)の負担限度額(日額)				食費の負担限度額(日額)
	ユニット型 個室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	多床室	
第1段階	820円	320円	490円	0円	300円
第2段階	820円	420円	490円	370円	390円
第3段階	1,310円	820円	1,310円	370円	650円
基準費用額	1,970円	1,150円	1,640円	840円	1,380円

※ 第4段階の人の居住費・食費は施設との契約により設定

・当院は食費1,500円

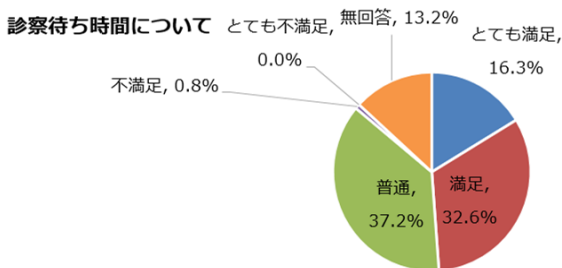
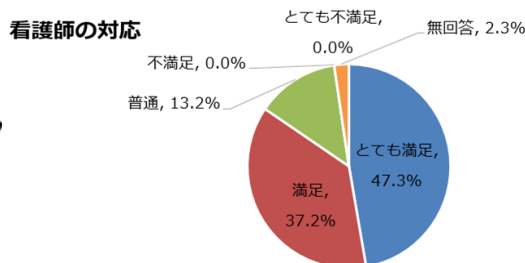
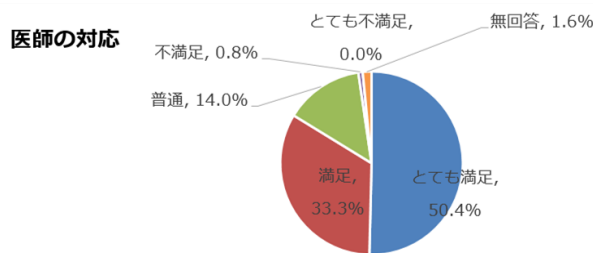
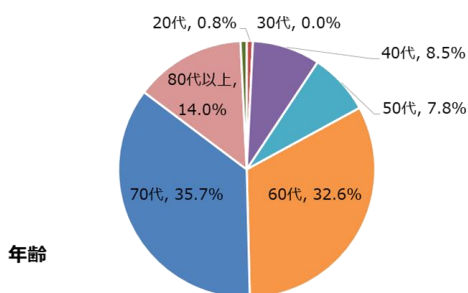
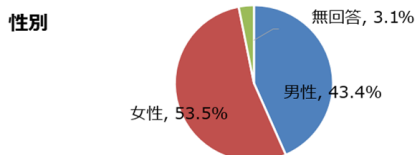


# 第1回 外来満足度調査について

当院では、平成27年10月19日(月)から平成27年10月30日(金)にかけて、外来患者様を対象に外来満足度調査を実施致しました。

調査にご協力をいただきました患者様並びにご家族の皆様にあらためてお礼を申し上げますとともに、調査結果の一部をご報告いたします。

※回答率:71%(129/180)



## 編集部からのお知らせ



● 次回の広報誌「日和坂」は平成28年4月発行予定です。

● 「日和坂」につきましてご不明な点などございましたら

お気軽にお問い合わせ下さい。

0138-23-7221 平手(総務管理課)まで

高橋病院の基本理念  
地域住民に愛される、信頼される病院

### 高橋病院の方針

- 一、生活を支えるリハビリテーション医療を提供いたします。
- 一、チームワークのとれた魅力ある職場をつくります。
- 一、思いやりとおもてなしの心をもったサービスを提供いたします。
- 一、地域に根ざした連携文化を育みます。

### 患者様の権

- 1 適切な医療とケアを受ける権利
- 2 人格を尊重される権利
- 3 プライバシーを尊重される権利
- 4 医療上の情報、説明を受ける権利
- 5 自己決定の権利
- 6 セカンドオピニオンを求める権利